

札幌市

子どもの権利に関する推進計画（素案）

ご意見募集

【意見募集期間】

平成22年（2010年）12月17日（金）から平成23年（2011年）1月26日（水）まで

札幌市では、平成21年4月に施行した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」の理念に基づき、子どもが健やかに成長・発達できるよう、子どもの権利の保障に向けた取組を進めています。また、これと併せて、条例で定める、子どもの権利に関する推進計画の策定に向けた検討を行ってきました。

このたび、この計画の素案がまとまりましたので、皆様のご意見を募集します。

今後、お寄せいただいたご意見を考慮してさらに検討を行い、計画を策定する予定です。また、皆様からお寄せいただいたご意見等の概要は、それらに対する市の考え方と併せて、平成23年3月以降に、ホームページなどで公表する予定です。

【目次】

(1) 計画の策定に当たって	p. 1
(2) 現状と課題	p. 1
(3) 基本理念及び基本目標	p. 3
(4) 基本施策	p. 4
(5) 計画の推進と評価	p. 8
◆ 意見募集要領	p. 9
(添付資料) 意見募集用紙	

【提出先・お問い合わせ先】

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課
〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階
電話：011-211-2942 FAX：011-211-2943
Eメール：kodomu.kenri@city.sapporo.jp
ホームページ：http://www.city.sapporo.jp/kodomu/kenri/

1 計画の策定に当たって

子どもの権利条例第46条では、施策を進めるに当たり、子どもの権利に関する総合的な推進計画を策定することと規定しています。この計画は、札幌市の取組や子どもの生活の場での権利保障を具現化するために、子どもの意見表明、さまざまな体験事業の充実などについて、子どもの権利の保障の視点で、関連する取組を整理・促進する内容となっています。

【計画期間】 平成23年度～平成26年度までの4年間

【参考：子どもの権利条例】

子どもの権利条例では、子どもが毎日を安心して過ごし、さまざまなことを学び、健やかに成長するために欠かすことができない子どもの権利について、札幌の子どもにとって特に大切な権利として、次の大きく4つに分けて定めるとともに、子どもの年齢や成長に応じて何が最もよいことなのかを考え、家庭、学校や施設、地域など、子どもが生活するあらゆる場で子どもの権利の保障に努めることを大人の役割として定めています。

1 安心して生きる権利

- ・命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと
- ・いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られることなど

2 自分らしく生きる権利

- ・かけがえのない自分を大切にすること
- ・個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されることなど

3 豊かに育つ権利

- ・学び、遊び、休息すること
- ・札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うことなど

4 参加する権利

- ・家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること
- ・適切な情報提供等の支援を受けることなど

2 現状と課題

◆市民の意識等から見る子どもの現状

計画をつくるに当たって、平成22年3月に大人・子ども各5千人を対象とした「子どもに関する実態・意識調査」を実施しました。

また、学校や施設などを訪問して、子どもの権利に関することや学校・地域での活動などについて子どもと意見交換を行うなど、幅広く子どもから意見を聞きました。

<子どもの参加や体験について>

・子どもが意見を言ったり参加したりすることについて

	大人		子ども	
	「参加すべき」	「言うことができる」	「とくに言いたいことがない」	「とくに言いたいことがない」
地域行事	66.4%	23.0%	40.6%	
札幌市政	55.3%	15.8%	44.4%	

大人の「参加すべき」と答えた割合と比較して、子どもの「(意見を)言うことができる」と答えた割合が低くなっており、子どもの意見表明・参加が必ずしも十分ではないことがうかがえる結果となっています。また、「とくに言いたいことがない」が4割と、参加に対する子ども自身の意識は決して高いとはいえないことがうかがえます。

子どもとの意見交換における子どもからの声

- ・間違いや批判を気にして意見を言うことができない、
- ・子どもが自分の権利を主張できる場は少ない、
- ・意見をまとめるための過程は困難だが、やりがいがある。

<子どものふだんの生活について>

・いじめの現状：「今、いじめられていると思うか」
(小・中・高合計)

	思う	思わない	無回答
H19年度	8.8%	90.1%	1.1%
H20年度	8.3%	90.8%	0.9%
H21年度	8.0%	90.7%	1.3%

※いじめの状況等に関する調査(教育委員会)

・不登校の現状：「不登校児童生徒数の推移」
(札幌市の小中学校)

H19年度	1,639人
H20年度	1,659人
H21年度	1,654人

※児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(教育委員会提供)

・「今、いじめられていると思う」と回答した割合は平成21年度で8.0%と、なお1割弱がいじめられていると感じています。

・小中学生合わせて、1,600人を超える児童生徒が、不登校の状況にあります。

<子どもの権利の侵害について>

・札幌市では子どもの権利が守られているか

	大人	子ども
『守られている』	48.4%	48.3%
『守られていない』	15.4%	21.3%
わからない	34.6%	29.5%

・『守られている』と回答した割合は、大人と子どもがほぼ同じ割合である半面、『守られていない』は大人が15.4%、子どもが21.3%と、子どものほうが、より守られていないと感じている結果となっています。

子どもとの意見交換に
おける子どもからの声

・国籍による差別を受けていると感じる。

・子どもは大人に従うのが当たり前と思っている大人がいる。

◆子どもの権利の保障を進める上での課題

上記の現状を踏まえ、次のとおり課題を整理しました。

課題1 「地域等における子どもの意見表明・参加の機会の拡充」

将来の自治を担う子どもが、あらゆる場において意見を表明し、参加することができるよう、そのための仕組づくりをいかに進め、意識の啓発を図るかが重要な課題です。また、実態・意識調査の結果では、4割近くの子どものが、体験活動や社会活動の環境が必ずしも十分ではないと感じており、これらの機会の拡充に取り組むことが必要です。

課題2 「子どもの居場所の充実」

遊び場の減少、核家族化、さらには地域における人間関係の希薄化などの社会環境の変化が子どもの過ごす環境に大きな影響を与えており、さらには、いじめや不登校など深刻な状況に置かれている子どもも少なくない現状を踏まえ、子どもが安心して過ごす中で、遊び、活動し、人間関係をつくり合うことのできる環境づくりを進めていくことが必要です。

課題3 「子どもの権利の侵害への速やかな対応」

子どもアシストセンターの相談件数や児童相談所の児童虐待の受理件数が増加傾向にあります。日常で最も身近な存在から受け、その後の成長・発達にも大きな影響を及ぼす恐れのあるいじめや児童虐待などの権利侵害への対応は緊急の課題です。

また、お互いの違いを認め、尊重し合い、子どもの権利の侵害を未然に防ぐ環境づくりを、行政、市民が一丸となり取り組む必要があります。

課題4 「子どもの権利についての理解促進」

子どもの権利の保障を進めるためには、子どもを含めた市民が条例の趣旨について理解を深めることができるよう、効果的な普及・啓発活動が課題です。

特に、子どもに対する理解促進に向けて、学校における取組が非常に重要です。今後、実践的取組に向けた研究等を踏まえた具体的な取組をより一層広めていくことが、重要な課題としてあげられます。

3 基本理念及び基本目標

◆基本理念

「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性をはぐくむまちの実現」

(趣旨)

子どもは、大人とのよりよい関係の中で安心して過ごし、豊かな学びや体験、社会とのさまざまなかかわりを経験する中で、自立性と社会性を身につけ、大人への階段を一段一段登っていきます。

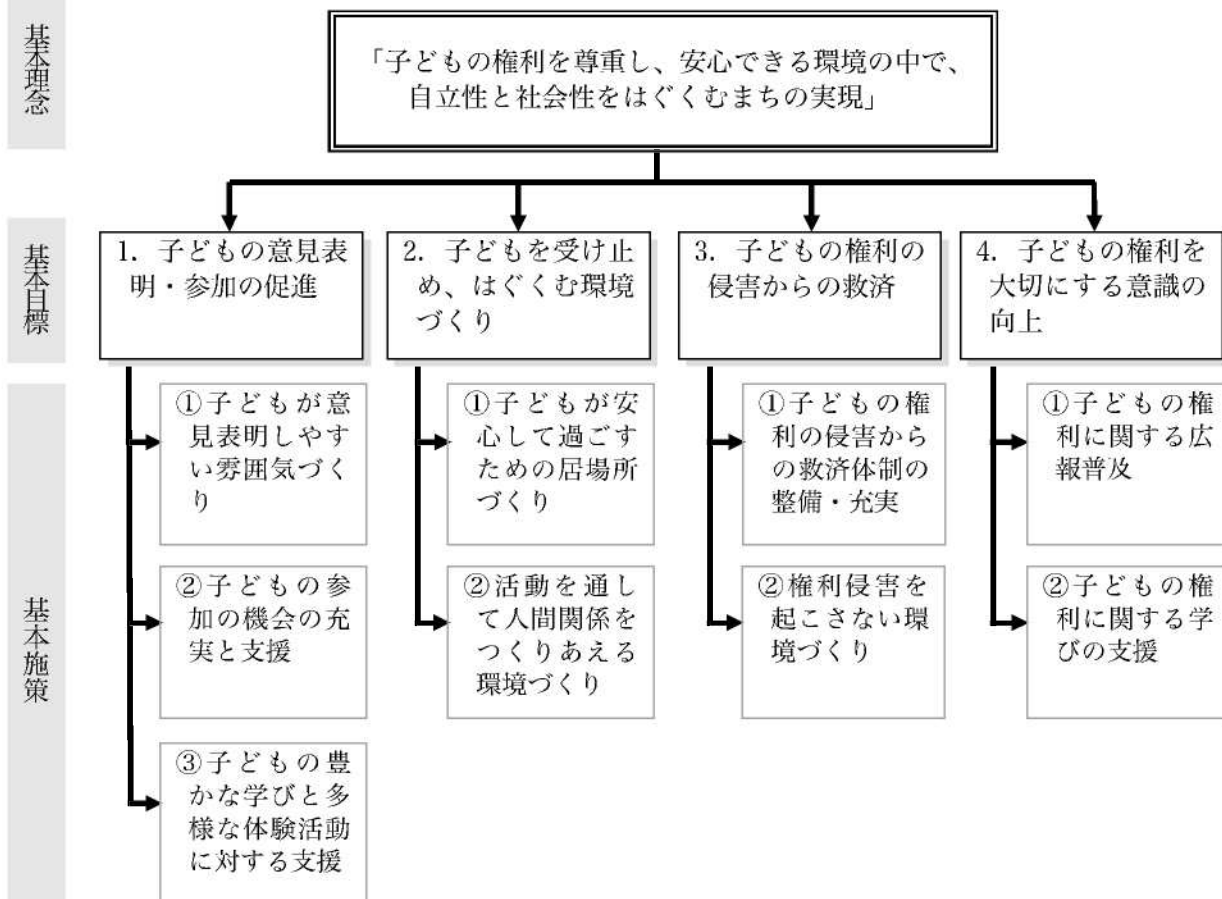
豊かな子ども時代を過ごすことができるよう、大人一人ひとりが子どもの権利の大切さを理解し、子どもの育ちを社会全体で支えていく、子どもにやさしいまちの実現を目指します。

◆基本目標

基本理念を実現し、意見表明や参加などの経験を通して、子どもが自立した社会性のある大人へと成長するための環境づくり、子どもの権利の侵害からの速やかな救済、子どもの権利についての理解促進を図るため、4つの基本目標を設定し、施策を進めていきます。

計画の体系は下のとおりです。

【推進計画の体系】



4 基本施策

【基本目標1 子どもの意見表明・参加の促進】

子どもが互いの権利を尊重し合い、豊かな人間性をはぐくんでいくことができるよう、さまざまな場面において、子どもが意見を表明し、参加、体験する機会を充実するとともに、子ども自らが行う主体的な学びの支援を進めます。

具体的には

基本施策1 子どもが意見表明しやすい雰囲気づくり

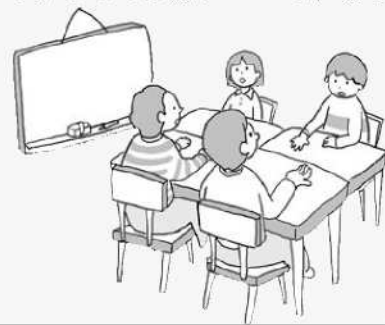
- ① 子どもの参加を進めるうえでの実践的な技法を学んだ「子どもサポーター養成講座」の修了者の活用により地域における子どもの参加を推進し、これを通して、子どもの意見表明に関する理解を進めていきます。
- ② 出前講座を利用し、子どもの権利、特に子どもの意見表明・参加に関する理解促進に努めます。

基本施策2 子どもの参加の機会の充実と支援

新規

- ① 円山動物園や青少年科学館等の子どもが利用する施設において「子ども運営委員会」^{*1}を設置するなど、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めていきます。
- ② 市が子どもに大きくかかわる施策や事業を実施する際には、例えば「子ども企画委員会」などの子どもの意見を反映する組織を設け、企画段階から子どもの参加を積極的に進めていきます。
- ③ 生徒会活動等による、学校のきまりごとなどの共通の関心事について話し合う場に子どもが参加する取組や子どもが主体的に活動に参加することを促す取組のほか、子ども同士が支え合う取組（ピア・サポート^{*2}など）が進むよう、教材の研究・開発などにより学校に対する支援を行います。
- ④ 子どもが地域の重要な一員として、身近な地域のまちづくりに主体的にかかわることができるよう、学校、町内会など地域の団体との連携や、地域の行事等への子どもの参加について、まちづくりセンターの調整機能を生かして地域へ働きかけていきます。
- ⑤ 「市民向け子どもの参加の手引き」の活用などにより、地域における子どもの参加をより一層進めていきます。

新規



基本施策3 子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援

- ① すべての幼稚園・学校が、札幌らしい特色ある学校教育を推進し、「雪」「環境」「読書」のテーマに沿った取組を進め、将来の札幌を支え、国際社会で活躍する自立した市民・社会人の育成を目指します。
- ② 子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」や職業体験などの取組がなされるよう、地域や各企業に対して働きかけていきます。
- ③ 既存のストックを活用した「プレーパーク^{*3}事業」など、地域での多様な体験機会の充実を図ります。

新規

新規

【基本目標2 子どもを受け止め、はぐくむ環境づくり】

子どもがいつでも、周りから受け止められていると実感し、安心して人間関係を築き、日々の生活を過ごすことができる居場所づくりや、さまざまな活動を通して自分自身を確立していくことができる環境づくりを進めます。

具体的には

基本施策1 子どもが安心して過ごすための居場所づくり

新規

① 子どもに関する身近な相談・支援機関である区役所と高度な専門相談に対応する児童相談所との役割分担や機能強化、社会的養護体制の充実など、児童相談所の将来構想に基づき子どもの権利擁護体制の強化を図ります。

② 札幌市が認定した家庭的保育者の居宅等において、保育を行う家庭的保育事業（保育ママ）を実施し、多様化する保育ニーズに対応します。

③ 「ワーク・ライフ・バランス^{*4}」の普及啓発と取組促進を目的として、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を、札幌市独自の基準で認証し、さまざまな支援を行います。

④ 発達障がいのある幼児等、特別な教育的支援が必要な幼児が小学校に安心して就学できるよう、幼稚園、保育所、小学校の担当者が支援体制の構築を図るための連絡会の充実を図ります。

新規

⑤ フリースクールなどの民間施設との情報交換や連携を進めるとともに、その支援のあり方を研究し、対策を進めます。

⑥ 学校において全児童生徒を対象にした「いじめに関する実態調査」の実施や、24時間いじめ電話相談事業などにより、いじめの早期発見・早期対応に努めます。また、ネットトラブルから子どもを守るため、札幌市「ケータイ・ネット」セーフティ推進協議会を設置し、情報モラル教育の推進に取り組みます。

⑦ 放課後の居場所を確保するため、ミニ児童会館の整備を進めるとともに、児童数が少ないなど、ミニ児童会館整備の優先順位が低い小学校においては、放課後子ども教室推進事業等により居場所づくりを推進します。

⑧ 留守家庭児童対策を充実するため、児童クラブの登録児童及び民間児童育成会の助成対象児童について、対象学年を現行の「小学校3年生まで」から「小学校4年生まで」に拡大することを検討します。

⑨ 若者支援総合センターにおいて、引きこもりやニートなど社会生活を円滑に営むうえで困難を有する中学卒業後の子どもに対して、就労支援などを行うとともに、児童会館を活用した学び直しのサポートを行うなど、社会的自立を継続的に支援します。

基本施策2 活動を通して人間関係をつくりあえる環境づくり

新規

① 既存のストックを活用した「プレーパーク^{*3}事業」など、地域での多様な体験機会の充実を図ります。（再掲）

② 児童会館が、中学生・高校生の地域における居場所のひとつとして十分な役割を果たしていけるよう、実施状況や事業内容を検証し、利用しやすい環境整備、地域との連携や中学生・高校生の主体性に配慮した取組の充実を図ります。

③ 地域福祉及びボランティア活動への理解を深め、継続的な参加を促すための支援を行います。

【基本目標3 子どもの権利の侵害からの救済】

権利侵害に対し迅速かつ適切に救済を図るための救済体制の整備・充実はもちろんのこと、権利侵害についての正しい理解を進め、これを起こさない環境の実現を図ります。

具体的には

基本施策1 子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実

- ① 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）において、子どもが相談しやすい体制を維持するほか、関係機関との円滑な連携協力を図ります。
- ② 学校において全児童生徒を対象にした「いじめに関する実態調査」の実施や、24時間いじめ電話相談事業などにより、いじめの早期発見・早期対応に努めます。また、ネットトラブルから子どもを守るため、札幌市「ケータイ・ネット」セーフティ推進協議会を設置し、情報モラル教育の推進に取り組みます。（再掲）
- ③ 子どもに関する身近な相談・支援機関である区役所と高度な専門相談に対応する児童相談所との役割分担や機能強化、社会的養護体制の充実など、児童相談所の将来構想に基づき子どもの権利擁護体制の強化を図ります。（再掲）
- ④ 被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力のもとで対応していくことを目的に設営・運営する「要保護児童対策地域協議会^{※5}」の協議対象者を、要保護児童のほか、要支援児童などにも拡大するとともに、区保健センターが実施する「区要保護児童対策地域協議会」との連携を強化していきます。
- ⑤ 児童虐待対応の手引きをすべての教員に配布するとともに、これに基づく教員を対象とした研修会を実施するなど、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、不登校児童生徒の中で、子どもの安否が確認できないなど学校が対応に苦慮している事案について、外部の専門の知識を有したスクールソーシャルワーカーや医師などの専門家、児童相談所をはじめとする関係機関と連携して学校の対応を支援する学校支援相談窓口を開設し、問題の解決に努めます。

新規

基本施策2 権利侵害を起こさない環境づくり

- ① 外国籍の子どもや障がいのある子どもなど、さまざまな立場の子どもに対する理解を深め、違いを認め尊重し合う意識を醸成する機会を充実します。
- ② 民族教育や男女平等教育などを充実し、子どもに対する人権教育を推進します。
- ③ 小学校高学年を対象とした福祉読本を発行し、福祉の啓発を図るとともに、障がいのある人や高齢者に対する正しい知識の理解促進を図ります。
- ④ 札幌市アイヌ施策推進計画に基づき、札幌市アイヌ文化交流センターにおいて、小中高校生を対象に伝統舞踊などアイヌ伝統文化の体験事業を引き続き実施するほか、今後、小・中学生向けの副読本の授業での活用や伝統文化・歴史等について知識を有するアイヌ民族がゲストティーチャーとして、小・中学校を訪問し、授業を行うなど、アイヌ民族を尊重し共生していく環境づくりを行っていきます。
- ⑤ 助産師や保健師などが家庭を訪問し育児相談や保健指導を行う「母子保健訪問指導事業」を実施します。また、市内の医療機関において「育児支援が必要」と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら家庭訪問等による育児支援を行う「育児支援家庭訪問事業」を実施します。

【基本目標4 子どもの権利を大切にすることの意識の向上】

市民一人ひとりが子どもの権利に関心を持ち、行動ができるよう、さまざまな機会を通して理解を進めます。

具体的には

基本施策1 子どもの権利に関する広報普及

- ① 子どもの権利に関するパンフレットやニュースレターのほか、幼児や小学校低学年に対する成長・発達段階に応じた啓発資料の作成、テレビなどのメディアの活用など、効果的な広報啓発活動に取り組みます。
- ② さっぽろ子どもの権利の日^{*6}の事業について、「子ども企画委員会」の設置など、事業の企画段階から子どもの参加を進めるほか、他部局等との連携をより一層進めていきます。



基本施策2 子どもの権利に関する学びの支援

- ① 小・中学校を訪問し、子どもの参加などに関する「出前授業」を実施し、子どもの権利に対する理解を深めます。
- ② 保育所職員の資質の向上を図り、子育て支援を効果的に進めるための知識や技術の習得を目的として、研修の実施などの支援を行っていきます。
- ③ 子どもの権利に関する指導のあり方等について研究し、その成果を公開授業や各種研修会、教育課程編成の手引きなどを通じて情報提供を行うなど、子どもの権利に関する教職員研修のより一層の充実を図ります。

新規

注釈一覧

※1「子ども運営委員会」：現在、札幌市内に164ある全ての児童会館・ミニ児童会館では「子ども運営委員会」が設置され、会館の利用方法などに子どもの意見を反映

※2「ピア・サポート」：子ども自らの問題を、自ら調整し解決できることを目指し、子どもが互いに思いやり、助け合い、支え合う人間関係をはぐくむために、困っている子どもを周りの子どもが手助けする方法など、子ども同士での助け合いについて学ぶ活動

※3「プレーパーク」：子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」を原則に、公園等を活用し、規制を極力排除した子どもの遊び場

※4「ワーク・ライフ・バランス」：仕事のやりがいや責任と、家庭や地域での充実した生活が調和し、両立できること

※5「要保護児童対策地域協議会」：被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力の下で対応していくことを目的に、児童福祉法において規定された協議会

※6「さっぽろ子どもの権利の日」：子どもの権利条例第5条では、11月20日を「さっぽろ子どもの権利の日」とし、子どもの権利について市民の関心を高めるため、この日にふさわしい事業を行うことを規定している。なお、11月20日は、国連総会で子どもの権利条約が採択された日

5 計画の推進と評価

【計画の推進体制】

◆全市的な推進体制

計画の推進に当たっては、すべての市民が子どもの権利の重要性を認識し、子どもの権利の保障を推進していくことが大切です。したがって、市民やNPO、地域団体などの各種関係団体と連携を深めながら、施策を推進していきます。

◆全庁的な推進体制

市の関係部局がより一層連携を深めるとともに、市役所が一丸となって子どもの権利に関する施策を推進します。

また、子どもの権利の推進に関する庁内の連絡調整や方針の決定を行う「札幌市子どもの権利総合推進本部」において進ちょく管理を行います。

【計画の評価・検証】

本計画の実施状況については、附属機関である「札幌市子どもの権利委員会」、及び庁内会議である「札幌市子どもの権利総合推進本部」に報告し、評価・検証を行っていきます。

計画の評価・検証に当たっては、PDCAサイクル(Plan:計画、Do:実施、Check:評価、Action:改善検討)の実効性を高めるため、個別の取組や事業の進ちょく状況に加え、あらかじめ成果指標を設定し点検・評価を行うことで、施策の改善につなげていきます。

成果指標は、計画に掲げた各基本目標の要素、及び子どもに関する総合計画である「さっぽろ子ども未来プラン(後期計画)」における類似指標を踏まえ、下記のとおり設定しています。また、目標値は、現状値や同プランの成果指標の目標値を参考に設定しています。

【成果指標】 現状値 H21年度 → 目標値 H26年度

- ① 自分のことが好きだと思う子どもの割合
53.2% → 70%
- ② 子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合
子ども：42.4% → 60%
大人：55.4% → 60%
- ③ 子どもの権利が守られていると思う人の割合
子ども：48.3% → 60%
大人：48.4% → 60%

◆ 意見募集要領

現在、策定を進めている札幌市子どもの権利に関する推進計画について、ご意見を募集します。

今後、皆様からお寄せいただいたご意見を考慮してさらに検討を行い、計画を策定する予定です。また、皆様からお寄せいただいたご意見等の概要は、それらに対する札幌市の考え方と併せて、平成23年3月以降にホームページなどで公表する予定です。

1. 意見募集期間

平成22年(2010年)12月17日(金)～平成23年1月26日(水)(41日間)

2. 意見の提出方法

- ・ 郵送の場合：次ページにある用紙を切り取り、ご意見を記入のうえ、
のり付けしてポストに投函してください。(切手不要)
- ・ FAXの場合：011-211-2943
- ・ 電子メールの場合：kodomo.kenri@city.sapporo.jp
- ・ 直接お持ちいただく場合：札幌市中央区南1条東1丁目大通^ハセンタービル1号館3階
札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課
受付時間 平日の8時45分～17時15分
(12月29日～1月3日はお休みです。)
- ・ HPから送信する場合：<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>
※電話によるご意見の受付には応じかねますので、ご了承ください。
※ご意見の提出にあたっては、お名前・ご住所をご記入ください。
(ご意見などの概要を公表する際は、お名前・ご住所は公開いたしません。)

3. 意見の提出先・お問い合わせ先

札幌市 子ども未来局 子ども育成部 子どもの権利推進課

住所：〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通^ハセンタービル1号館3階

電話：011-211-2942 FAX：011-211-2943 電子メール：kodomo.kenri@city.sapporo.jp

(参考) 本資料公表場所

- ・ ホームページ「子どもの権利ウェブ」：<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>
- ・ 札幌市子ども未来局子どもの権利推進課(札幌市中央区南1条東1丁目大通^ハセンタービル1号館3階)
- ・ 札幌市役所本庁舎(1階ロビー、2階行政情報課)
- ・ 各区役所総務企画課広聴係
- ・ 各まちづくりセンター
- ・ その他：各区民センター、中央図書館、各地区図書館、児童会館など

※子ども用の意見募集資料もございます。

ご希望の方は、札幌市子ども未来局子どもの権利推進課にお問い合わせください。

060-8788

料金受取人私郵便

札幌支店
承認

1398

差出有効期間
平成23年2月
28日まで

●切手不要

札幌市中央区南一条東一丁目
大通バスセンタービル1号館3階

札幌市 子ども未来局
子ども育成部 子どもの権利推進課 行

やま折り②

みんなで考えよう!
子どもの権利

■お問い合わせ先
札幌市 子ども未来局
子ども育成部 子どもの権利推進課
電話：011-211-2942 FAX：011-211-2943
Eメール：kodomomkenri@city.sapporo.jp
ホームページ：「子どもの権利ウェブ」
http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri

のりしろ

やま折り①

のりしろ

札幌市子どもの権利に関する推進計画 (素案) ご意見募集

札幌市では、子どもの権利条例に基づき、子どもが健やかに成長・発達できるように、子どもの権利の保障に向けた施策を具体的に進めるため、「子どもの権利に関する推進計画」の策定について検討を行ってまいりました。

このたび、この計画の素案をまとめましたので、この案に対する皆様のご意見を募集します。



■意見提出期限と提出方法
平成23年(2011年)1月26日(水)必着で、郵送・持参・FAX・電子メール等により提出してください。

※郵送の場合

- ①このページを切り取り、ご意見記入。
- ②折り線のとおり折る。
- ③のり付けし、ポストに投函。
(切手は不要です)



ご意見記入欄

子どもの権利に関する推進計画について、あなたのご意見をお書きください。
(どのページのどの項目についてのご意見か、分かるようにお書きください。)

【計画についてのご意見】

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

ご協力ありがとうございました。お名前、ご住所等をお書きください。

お名前.....	年齢.....
ご住所.....	

- ※ 用紙が足りない場合は、別紙にご記入のうえ同封してください。
- ※ ご意見への個別の回答はいたしません。同じ趣旨のご意見をとりまとめて公表する予定です。
- ※ お名前、ご住所等は公表いたしません。札幌市個人情報保護条例の規定に従って、適正に取扱います。